



脱炭素に向けた環境省支援メニュー

2024年2月5日
環境省 中国四国地方環境事務所
地域脱炭素創生室



- 地方環境事務所は、全国に8カ所設置されている環境省の地方機関
- 令和4年4月、各地方環境事務所長直轄の「地域脱炭素創生室」を創設

<地域脱炭素創生室の業務内容>

脱炭素先行地域づくり事業・重点対策加速化事業の推進【主に自治体向け】

- 地域脱炭素ロードマップに基づく「脱炭素先行地域」「重点対策加速化事業」を目指す自治体への支援
- 中国地域の地方支分部局による連絡会の運営

地方公共団体における脱炭素に向けた計画づくりの支援【自治体向け】

- 「地方公共団体実行計画」の策定・改訂を行う自治体の支援
- 脱炭素に関する地域協議会等へ参画し、地域の連携促進

脱炭素経営の促進【民間企業向け】

- 脱炭素経営、ESG地域金融、SCOPE3対応等の民間企業における脱炭素の支援

環境省をはじめとした各省の脱炭素支援メニューの紹介【全団体向け】

- 自治体、地域金融機関、地元企業等へ関係省庁の脱炭素支援メニューの活用促進

セミナー・説明会等の開催【全団体向け】

- 国の施策や予算情報の発信など、地域のニーズにあったセミナー、説明会等の開催



中国四国地方環境事務所 地域脱炭素創生のページ
<https://chushikoku.env.go.jp/zerocarbon/index.html>



【令和6年度予算（案） 3,329百万円（3,685百万円）】

【令和5年度補正予算額 4,034百万円】

工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

1. 事業目的

- 2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標の達成に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。
※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
- さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してバリューチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

2. 事業内容

① CO₂削減計画策定支援（補助率：3/4、補助上限：100万円）

中小企業等による工場・事業場でのCO₂削減目標・計画の策定を支援
※ CO₂ 排出量を見える化するDXシステムを用いて運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円

② 省CO₂型設備更新支援

A.標準事業 CO₂排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備更新を支援（補助率：1/3、補助上限：1億円）

B.大規模電化・燃料転換事業 主要なシステム系統でi) ii) iii) の全てを満たす設備更新を支援（補助率：1/3、補助上限：5億円）

i)電化・燃料転換 ii)4,000t-CO₂/年以上削減 iii)CO₂排出量を30%以上削減

C.中小企業事業 中小企業等による設備更新に対し、i) ii)のうちいずれか低い額を支援（補助上限：0.5億円）

i)年間CO₂削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO₂(円) ii)補助対象経費の1/2(円)

③ 企業間連携先進モデル支援(補助率：1/3、1/2、補助全体上限5億円)

Scope3削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場のCO₂排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援（2カ年以内）

④ 補助事業の運営支援（委託）

CO₂排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②、③ 間接補助事業 ④ 委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

① CO₂削減計画策定支援 ② 省CO₂型設備更新支援

事業者	支援・補助
CO ₂ 削減目標・計画の策定	計画策定補助
CO ₂ 削減計画に基づく設備更新、電化・燃料転換、運用改善	設備更新補助
CO ₂ 削減目標の達成 ※未達時には外部調達で補填	CO ₂ 排出量の管理・取引システムの提供

【主な補助対象設備】



空調設備



給湯器



コージェネ



冷凍冷蔵機器



EMS

※再エネ設備は、他の主要設備とセットで導入する場合に限る。

③ 企業間連携先進モデル支援



令和5年度補正予算公募について ～今後の公募スケジュール（予定）～

令和5年度補正予算

1月中旬

C事業事前チェック開始

3月中旬～下旬

公募開始（一次公募・二次公募）

4月末

一次公募締切

5月末

二次公募締切

※一次公募、二次公募それぞれで同程度の採択可能額を設ける予定です。

※一次公募で不採択となった応募は、応募者が希望し、また応募内容に変更がない場合は二次公募にも応募があったものと取扱い、二次公募での審査を行う予定です。

過去の採択状況について



令和3年度～令和5年度に採択した事業者の項目ごとの中央値

・全採択事業者の項目ごとの応募時の中央値です。

令和3年度当初予算

	CO2排出削減率(%)※1	CO2排出削減量 (法定耐用年数考慮) (t-CO2) ※2	費用対効果 (円/t-CO2)※3
設備更新補助事業A 工場・事業場でCO2排出量15%以上削減	26.9 ※4	2,220	29,459
設備更新補助事業A 主要なシステム系統でCO2排出量30%以上削減	50.3 ※5	2,245	26,125
設備更新補助事業B	36.8 ※5	372,627	7,987

令和4年度当初予算

	CO2排出削減率(%)※1	CO2排出削減量 (法定耐用年数考慮) (t-CO2) ※2	費用対効果 (円/t-CO2)※3
設備更新補助事業A 工場・事業場でCO2排出量15%以上削減	24.2 ※4	3,940	15,560
設備更新補助事業A 主要なシステム系統でCO2排出量30%以上削減	50.9 ※5	6,640	15,230
設備更新補助事業B	38.3 ※5	116,894	9,182

令和4年度補正予算・令和5当初予算

	CO2排出削減率(%)※1	CO2排出削減量 (法定耐用年数考慮) (t-CO2) ※2	費用対効果 (円/t-CO2)※3
A. 標準事業 工場・事業場でCO2排出量15%以上削減	23.1 ※4	1,255	54,669
A. 標準事業 主要なシステム系統でCO2排出量30%以上削減	42.4 ※5	2,576	37,717
B. 大規模電化・燃料転換事業	38.0 ※5	60,634	8,080
C. 中小企業事業	30.5	4,239	15,612

- ※1 CO_2 排出削減量/年 ÷ 基準年度CO2排出量
- ※2 法定耐用年数 × CO2排出削減量/年
- ※3 補助対象経費 ÷ (法定耐用年数 × CO2排出削減量/年)
- ※4 工場・事業場単位での削減率です。
- ※5 主要なシステム系統単位での削減率です。

SHIFT事業に関するお問い合わせ先



【CO₂削減計画支援・省CO₂型設備更新支援（A標準事業、B大規模電化・燃料転換事業）】

一般社団法人 温室効果ガス審査協会（GAJ）

事業運営センター 事業部

【省CO₂型設備更新支援（C中小企業事業）】

一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC）

下記SHIFT事業ホームページ内のお問い合わせ先から、メールにてご質問いただくようになっております。

<https://shift.env.go.jp/contact>

SHIFT事業の中でどの補助に申請すればいいのか相談したい場合や、公募期間外として執行団体が質問を受け付けていない場合がありますので、その際は、環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341 へお問い合わせください。

◇**脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）**

脱炭素化に向けた取組を支援するための補助・委託事業について、事業一覧、問合せ先となる執行団体、申請フロー、活用事例等を掲載しています。

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>

令和5年度補正予算公募について ～過年度SHIFT事業からの主な変更点～

- 令和5年度補正予算の公募の主な変更点・スケジュール等については、SHIFT事業ウェブサイトにも公募予告 (<https://shift.env.go.jp/>) として掲載しています。

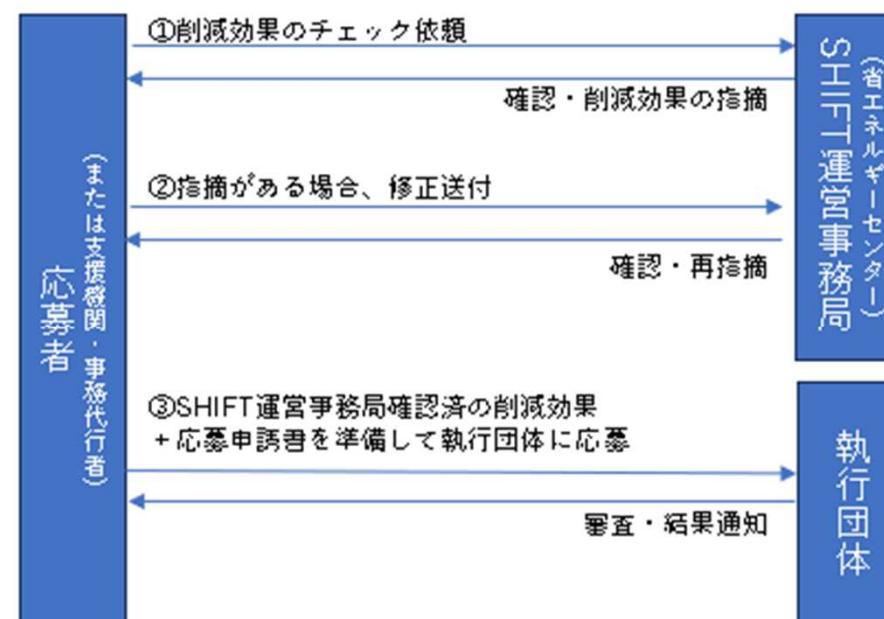
省CO2型設備更新支援 (A. 標準事業、B. 大規模電化・燃料転換事業)

- 基準年度排出量は、設備更新前の工場・事業場のエネルギー起源CO2排出量で直近過去3年間の平均値 (令和3年度～令和5年度) または令和5年度のいずれか任意で設定可能となります。
- 複数年度事業は2カ年までとします。

省CO2型設備更新支援 (C. 中小企業事業)

- 採択決定から交付決定までの期間を短縮し、早期の事業着手を可能にするため今回の公募からSHIFT事業への応募前にSHIFT事業運営事務局 (一般財団法人 省エネルギーセンター) による実施計画書 (CO2削減効果) のチェックが完了することを必須とします (事前チェックを経ずに応募はできません)。詳細については一般財団法人 省エネルギーセンターHP (URL: <https://www.eccj.or.jp/shift/>) 内で案内いたします。

【令和5年度補正予算の設備更新支援C中小企業事業の応募フロー】



※運営事務局で事前に確認するのは削減効果に関わる部分のみです。
※運営事務局で確認済の案件でも、執行団体での審査により不採択となる場合もあります。

令和5年度補正予算公募について ～過年度SHIFT事業からの主な変更点～

省CO2型設備更新支援（C. 中小企業事業） つづき

- CO2排出量の算出は、従来通り支援機関（<https://shift.env.go.jp/participant/support>）による診断に加えて、事業者自らの診断に基づく結果でも応募可能とします。
- 基準年度排出量は、設備更新前の工場・事業場のエネルギー起源CO2排出量で直近過去3年間の平均値（令和3年度～令和5年度）または令和5年度のいずれか任意で設定可能となります。なお、令和5年度でSHIFT事業のCO2削減計画策定支援を受けた事業者は計画策定時の令和2年度～令和4年度の平均値または令和4年度を基準年度排出量として応募可能です。
- 複数年度事業も可能とします。（2カ年まで）

企業間連携先進モデル支援

- 応募可能なScope 3 のカテゴリーは以下のとおりとする予定です。

Scope3カテゴリー		
1	購入した製品・サービス	応募可能
2	資本財	×
3	Scope1,2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	×
4	輸送、配送（上流）	応募可能
5	事業活動から出る廃棄物	応募可能
6	出張	×
7	雇用者の通勤	×
8	リース資産（上流）	×
9	輸送、配送（下流）	応募可能
10	販売した製品の加工	×
11	販売した製品の使用	×
12	販売した製品の廃棄	×
13	リース資産（下流）	×
14	フランチャイズ	×
15	投資	×

共通

- 以下に該当する事業者は応募できません。

- ①風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者
- ②旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む者であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者



【令和5年度補正予算額11,100百万円】
※4年間で総額33,929百万円の国庫債務負担

既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野において、2050年の目指す姿（ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能^{※1}の確保）を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、商業施設や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、快適性など、くらしの質の向上を図る。

2. 事業内容

①業務用建築物の脱炭素改修加速化支援事業

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

- 主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上^{※2}削減されること（ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%）、BEMSによるエネルギー管理を行うこと 等

- 主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明 等
(設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。)

- 補助額：改修内容に応じて定額又は補助率1/2～1/3相当 等

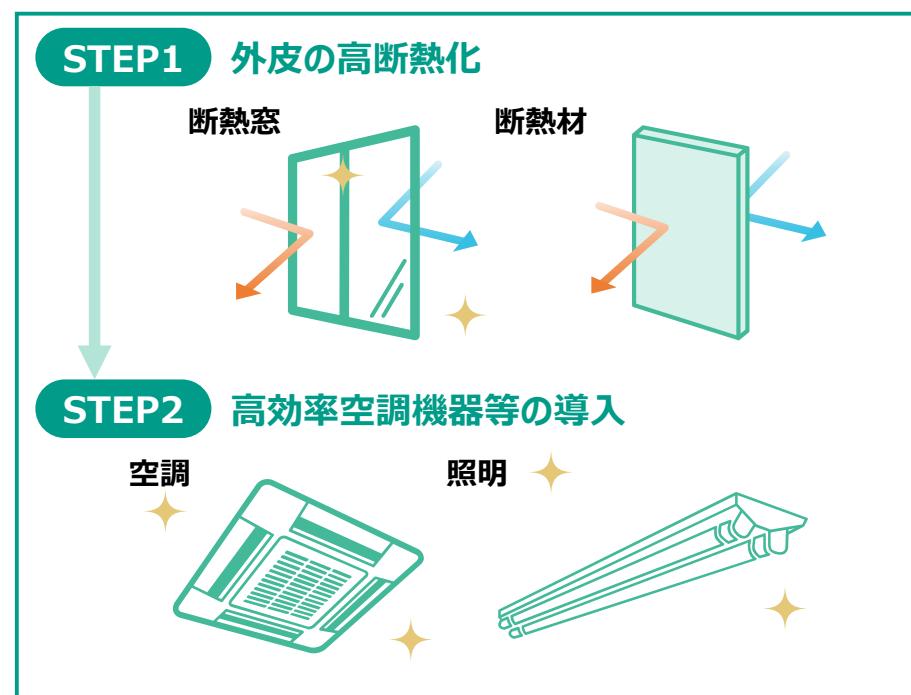
②業務用建築物の脱炭素改修加速化支援に係るデータ管理・分析等の支援業務

本補助事業により改修した建築物に関するデータの管理・分析等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 補助事業のイメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※1 ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

※2 改修前のBPIが1.0以下の建築物は用途に応じ40%又は50%以上



【令和6年度予算(案) 4,719百万円(新規)】
 【令和5年度補正予算額 6,171百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 2050年CN実現、そのための2030年度46%減(2013年度比)の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ② 建築物等において外部環境変化への適応強化、付加価値向上を進め、快適で健康な社会の実現を目指す。

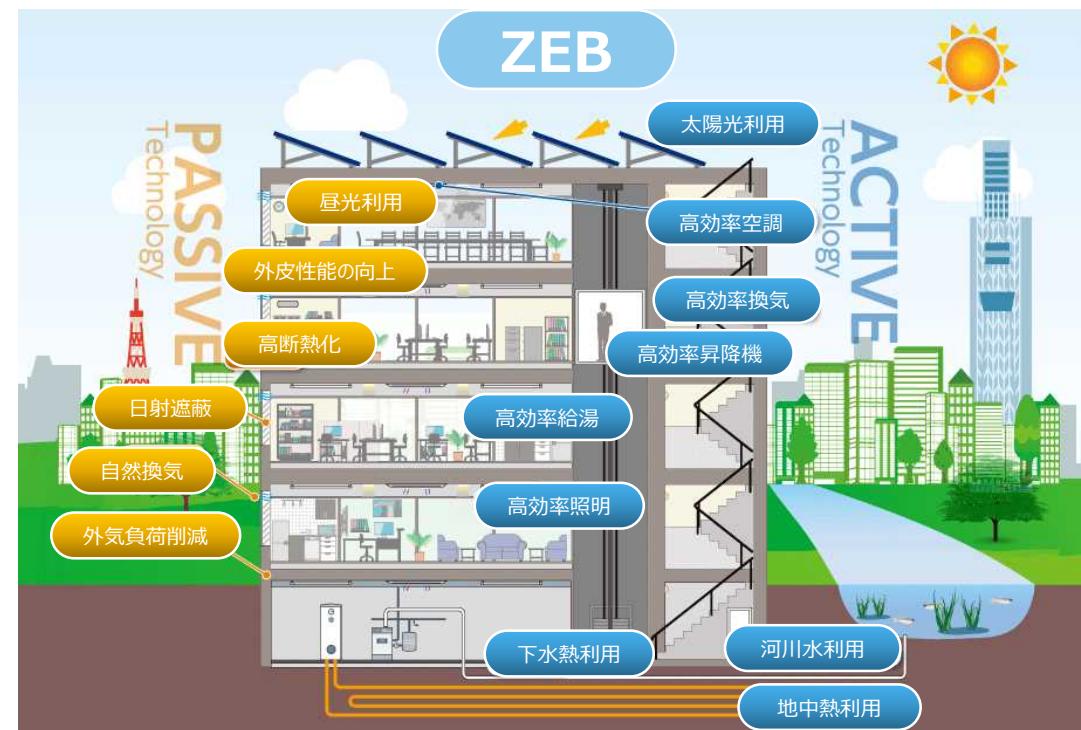
2. 事業内容

- (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (経済産業省連携事業)
 - ① 新築建築物のZEB普及促進支援事業
 - ② 既存建築物のZEB普及促進支援事業
- (2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部国土交通省連携事業)
 - ① LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業
 - ② ZEB化推進に係る調査・検討事業
- (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業
- (4) 水インフラにおける脱炭素化推進事業 (国土交通省、経済産業省連携事業)
- (5) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業 (農林水産省連携事業)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (メニュー別スライドを参照) ・ 委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (経済産業省連携事業)



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 建築物分野の脱炭素化を図るためには既存建築物ストックの対策が不可欠であり、2050年ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※1の確保を目指す。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

②既存建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (2/3~1/4 (上限3~5億円))
- 補助対象 地方公共団体※2、民間事業者・団体等※3
- 実施期間 令和6年度~令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡~10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※1 一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

※2 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※3 延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部国土交通省連携事業)



LCCO2削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- 建築物における更なる付加価値向上の可能性を模索し、快適で健康な社会の実現に貢献する。

2. 事業内容

① LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (国土交通省連携事業)

建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO2 (ライフサイクルCO2: LCCO2) を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等※1の導入を支援する。

◆補助要件: ZEB Ready基準以上の省エネルギー性能を満たし、(1) 事業と同様にエネルギー管理体制の整備、ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナーの関与等がある上で、LCCO2の算出及び削減、再エネの導入等を要件とし、付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。

◆特に評価する先導的な取組: 災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入 等

◆優先採択: 以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

② ZEB化推進に係る調査・検討事業

建築物の脱炭素化・ZEB化を先導・推進するために必要な調査・検討等を行う。

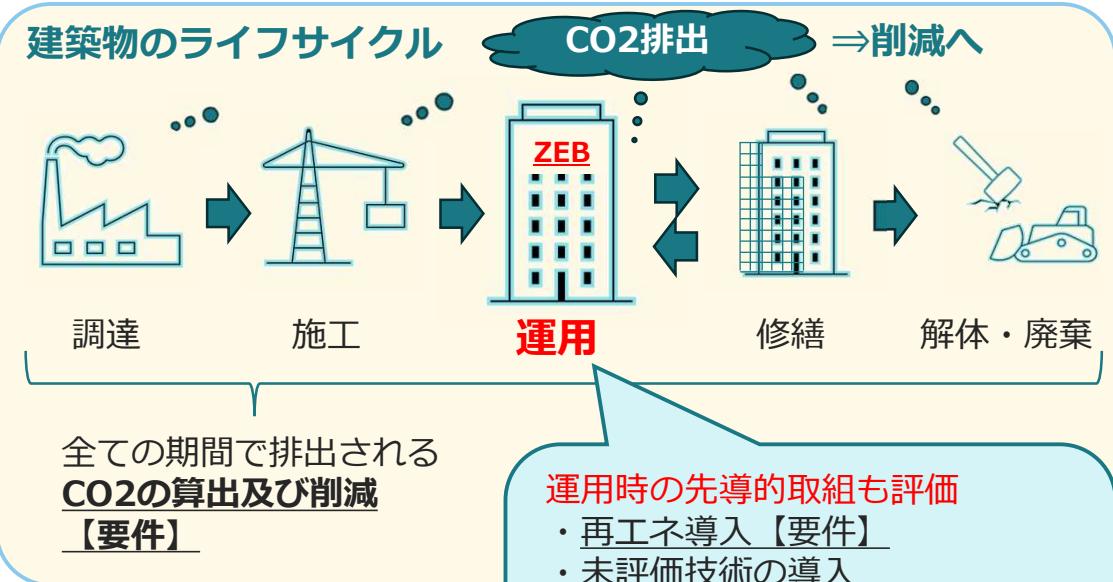
3. 事業スキーム

■事業形態 ①間接補助事業 (3/5~1/3 (上限5億円)) ②委託事業

■委託先及び補助対象 地方公共団体※2、民間事業者、団体等※3

■実施期間 令和6年度~令和10年度

4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率
『ZEB』	3/5
Nearly ZEB	1/2
ZEB Ready	1/3

※1 EV等 (外部給電可能なものに限る) を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助 (上限あり)。

※2 ①について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※3 ①について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和6年度予算(案) 4,000百万円(4,260百万円)】
【令和5年度補正予算額 8,211百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

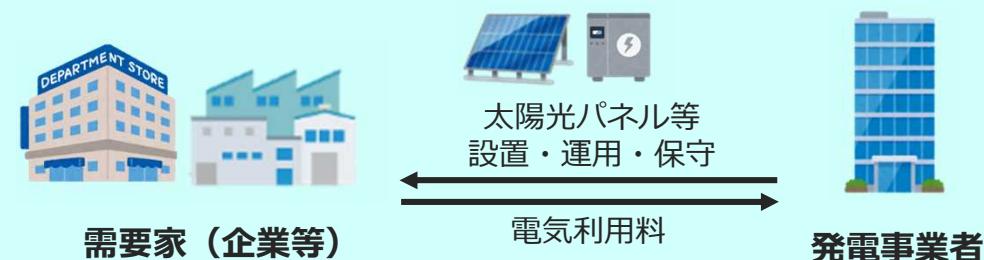
- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

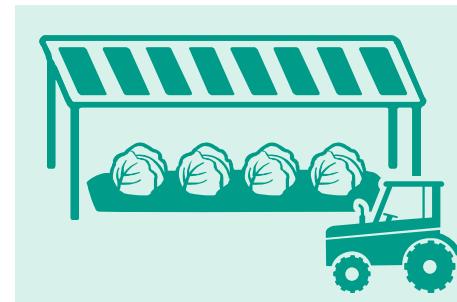
4. 事業イメージ

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
- (4) 離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業
- (5) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (6) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (7) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

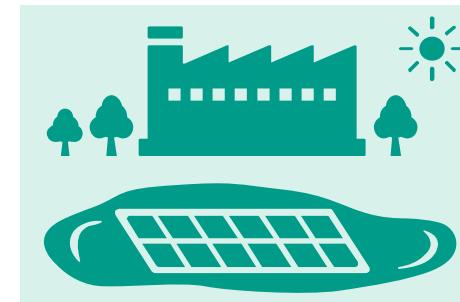
(1) オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



(2) 新たな手法による再エネ導入



営農型太陽光 (ソーラーシェアリング)



ため池太陽光

* ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

* EV・PHVについては、(1)(2)(3)(4)(5)(7)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業/委託事業 (メニュー別スライドを参照)
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティを達成し、我が国の再エネの最大限導入と防災性強化を図る。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にもつながり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を高めることができる。さらに、**需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPA**という新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

- 【補助】 業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池（V2H充放電設備含む）導入は必須

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（戸建住宅は除く）

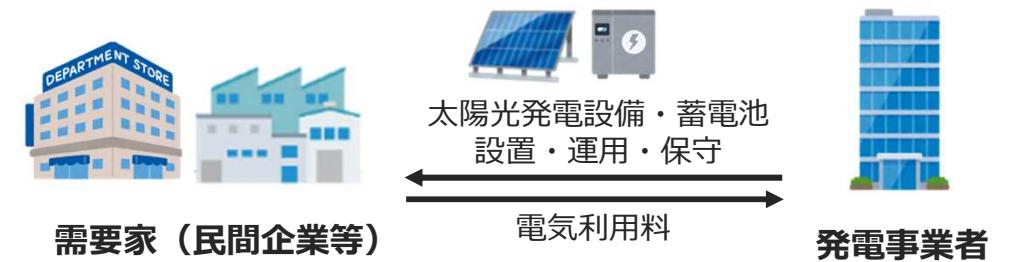
- 【委託】 ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - ① 間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
 - ② 委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース	5万円/kW			7万円/kW
購入	4万円/kW			—

* 新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。
* EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。

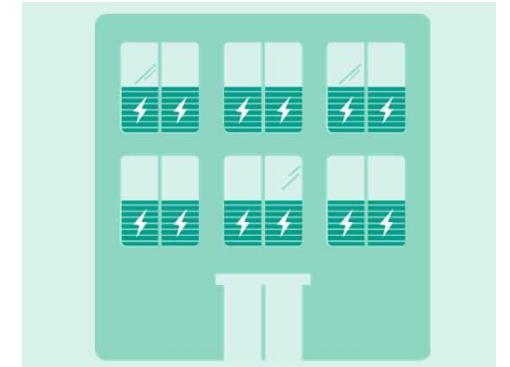
2. 事業内容

- ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業 (補助率1/3)**
 駐車場を活用した太陽光発電 (ソーラーカーポート) について、コスト要件 (※) を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業 (補助率1/2)**
 営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件 (※) を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ③窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業 (補助率3/5、1/2)**
 住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。
- ④オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業 (補助率1/2)**
 オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。※令和6年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

4. 事業イメージ



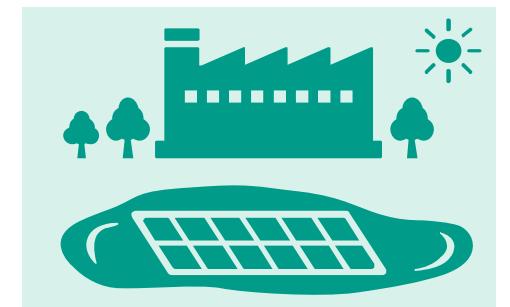
駐車場太陽光 (ソーラーカーポート)



建材一体型太陽光発電



営農型太陽光 (ソーラーシェアリング)



ため池太陽光

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～④：間接補助事業 (補助率1/3、1/2、3/5)
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間

① 令和3年度～令和7年度	② 令和4年度～令和7年度
③ 令和6年度～令和7年度	④ 令和4年度～令和6年度

※①②コスト要件
 本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。



【令和5年度補正予算額 40,900百万円】

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスの電動化を支援します。

1. 事業目的

- 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

本事業では、商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化（BEV、PHEV、FCV等※）のための車両及び充電設備の導入に対して補助を行うことにより、今後10年間の国内投資を呼び込み、商用車における2030年目標である8トン以下：新車販売の電動車割合20～30%、8トン超：電動車累積5000台先行導入を実現し、別途実施される乗用車の導入支援等とあわせ、運輸部門全体の脱炭素化を進める。また、車両の価格低減やイノベーションの加速を図ることにより、価格競争力を高める。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：2/3、1/4等）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和5年度より実施

4. 事業イメージ

【トラック】 補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象
車両の例



EVトラック/バン



FCVトラック

【タクシー】 補助率：車両本体価格の1/4 等

補助対象
車両の例



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー

【バス】 補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象
車両の例



EVバス



FCVバス

【充電設備】 補助率：1/2 等

補助対象
設備の例



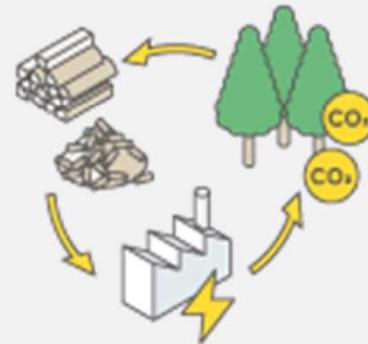
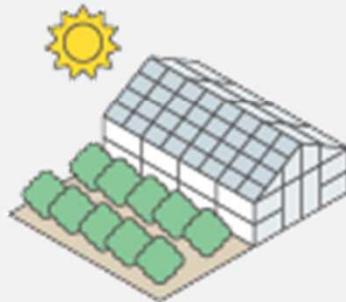
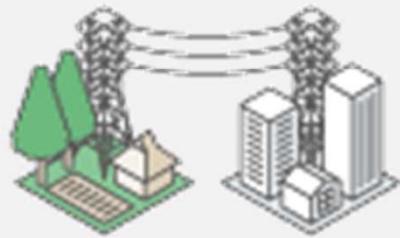
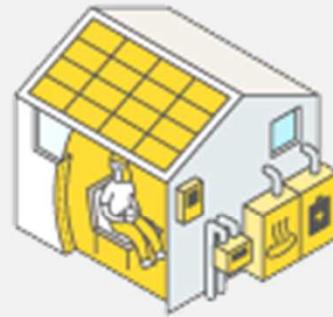
充電設備

※原則として、上述の車両と一体的に導入するものに限る

地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み

- 環境省をはじめ**1府6省**（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の財政支援等の支援ツール・枠組みがのべ**154事業掲載**（令和4年度補正及び令和5年度当初予算。地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置を含む。）
- 目次において支援種別・支援対象を整理し、目的に応じて見つけることが可能

地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の 主な支援ツール・枠組み



令和5年7月
環境省

脱炭素経営に取り組む際に参考となる資料

「やってみよう！ 中小企業のカーボンニュートラル」(中国経済産業局)

やってみよう！ 中小企業のカーボンニュートラル

カーボンニュートラルって手間とカネがかかるだけ・・・じゃない！

中小企業にとって、カーボンニュートラル(以下、CN)への取組は、「何となく必要なのは分かるが、詳細も分からない」「取組むべき方向性が分からない」が実情ではないでしょうか。しかしながら、実は「CNに向けた様々な取組は、経営改善や競争力向上につながる可能性を秘めているのです。エネルギー価格が高騰し、原材料価格も不安定な中、短期的な光熱費削減だけでなく、2050年CNに向けて目標を設定し、経営戦略に位置付けて計画的に取り組むことが必要です。今だからこそ、考えていきましょう。

中小企業経営者の声
(2022年度企業ヒアリングより)

悩み・課題

- 取引先から経営方針発表会でCNについて情報提供された。大企業は最先端の取組をしており、自社も早期の取組が必要と感じている。
- 料金の値上げで電気代が昨年の2倍になった。
- 専門部署を立ち上げたが、その部署から全社員に浸透させるのが課題。
- 太陽光パネルを設置する場所がない。足りない。設置しても全電力を賅えない。

契機・実践

- きっかけは最大顧客の事業撤退。大きな転換が必要と考え、その一歩が脱炭素だった。
- 全社員でアイデアを出し合って、省エネが進んだ！
- 省エネ診断を利用して、最先端の情報と技術を取り入れるのが近道。

Check!!

ほんとに得するの？ → **Step 1. 知る：メリットと気運醸成 (p.3)**

中小企業のCNに向けては、3つのステップがあります。

まずは取組のメリットと取り組まないことによるリスクを「知る」、社内の気運醸成に繋げることが大切です。

「知る」、「削減する」取組では、CO₂排出量の算定ツールや省エネ診断などから始めることが考えられます。

「見える化」の結果を社内でも共有することも、社員一人一人の理解を深めて全社の取組に広げるためには有効です。

CNに向けた取組は経営改善に繋がります。国の施策も多くなる今が始めるチャンスです。

Check!!

自社が何に取り組めるか？ → **チェックしてみましょう！(p.2)**

■省エネで実現できること

「運用改善」をすると例えばこんなコスト削減が出来ます。

過去1年間の最大需要電力が契約電力になり、基本料金が決まります。
(契約電力50kW以上500kW未満の高圧電力の場合の例)

最大需要電力

■30分間の平均使用電力の月間最大値

■契約電力を10kW下げた場合の利益

1,684.8円×10kW×12ヵ月=202,176円/年
(基本料金単価) (契約電力削減)

3.82t-co₂の削減

エア漏れを防止すると省エネになります

対象設備:コンプレッサ 5台 計37.5kW 10%の漏れを2%に低減
省エネ効果:電力量 7,053kWh/年の削減

コスト削減額 120千円/年

- 自動車部品製造業
- 従業員数 約35名

燃焼設備に供給される燃焼空気量を減らすと省エネになります

(例)燃焼時の空気量が必要以上に多いと、ムダにエネルギーを消費します。排ガス酸素濃度を確認しながら、燃焼空気量を低減することで省エネになります。

対象設備:蒸気ボイラ 1台(4t/h)
省エネ効果:A重油 13.4kL/年の削減

コスト削減額 817千円/年

- プラスチック製品製造業
- 従業員数 約20名

36.3t-co₂の削減

中国経済産業局が中小企業のカーボンニュートラルに向けた具体的なステップと、それぞれのステップで必要となるアクション、現時点で活用可能なツールやサービスについて調査。

その結果を取りまとめ、中小企業がカーボンニュートラルに向けた目標設定や具体的取組に取り組む際に参考となるよう作成した資料。

「やってみよう！ 中小企業のカーボンニュートラル」を作成しました | 中国経済産業局HP

<https://www.chugoku.meti.go.jp/topics/shigen/230417.html>

「中小規模事業者向けの脱炭素経営導入ハンドブック ~これから脱炭素化へ取り組む事業者の皆様へ~」(環境省)

環境省
Ministry of the Environment

中小規模事業者向けの脱炭素経営導入ハンドブック

これから脱炭素化へ取り組む事業者の皆様へ Ver.1.0

3つの検討事例

例えば **主な確認の観点の例**

01 時系列 での比較

CO₂排出量の突出したエネルギー使用や不規則な変動等がないか確認しましょう。複数年で比較することで、事業活動との運動も捉えることができます。

02 事業所・設備間 での比較

事業内容や規模が類似する事業所や設備同士で比較し、CO₂排出量が多くなっている箇所がないか確認しましょう。また、CO₂排出量を事業所ごとの専有面積や売上、製造量等で割った「排出原単位」で比較する方法も有効です。

03 適正値 との比較

目的や利用用途と照らし、台数や能力、設定値が過剰ではないかを確認しましょう。詳細な適正値の把握には省エネ診断士や設備メーカー等の専門家に相談することも有効です。

年別	長期的なトレンドや業績・事業活動との相関は妥当か
月別	季節、繁忙期・閑散期との相関は妥当か
時刻別	始業・終業(就業時間)等との相関は妥当か
事業所	排出原単位の差がある事業所間では、生産効率等、何が要因か
設備間	使用エネルギー量に差がある設備では、劣化状況に差がないか
台数	在室状況や時間帯に応じて稼働する設備を減らせないか(照明等)
能力	竣工時や設備導入時の能力のままで良いか(空調能力等)
設定値	季節や時間帯に応じて設定値を見直せないか(冷暖房温度設定等)

これから脱炭素経営を考える事業者を対象として、脱炭素経営に向けた取組をスタートできることを目的に作成したハンドブック。

脱炭素経営のメリット及び取組方法について、「知る」「測る」「減らす」の3ステップで解説。

企業の脱炭素経営への取組状況 | 環境省HP

<https://www.env.go.jp/earth/datsutansokeiei.html>



環境省 中国四国地方環境事務所
地域脱炭素創生室

電話：086-223-1544

Mail : CN-CHUSHIKOKU@env.go.jp